

## 5. 学習指導要領に示された安全衛生教育

文部科学大臣が公示する学習指導要領には、小中高の教育段階並びに教科等ごとに、学校での安全衛生とともに生徒らの将来の労働安全衛生の基礎となる指導事項が示されている。表 5-1 に、2008 年度に告示された小学校と中学校、2009 年度に告示された高等学校の学習指導要領に示された指導事項を抜粋して示した。指導事項は、労働の尊さ、機器等の安全から環境管理、作業管理、心身の健康管理まで広範囲にわたっている。しかし、現在のところ、これらの事項に関する教育は、一定程度はなされているであろうが、十分には実施されていない学校が多いと思われる。生徒らの現在そして将来の安全健康のために重要な内容であり、教員が適切に教育できるようにすることが必要である。

表 5-1	教科等	学習指導要領に示された指導事項	指導事項の抜粋(労働安全衛生の基礎になる指導事項)
小学校	社会	3~4	地域社会における災害と交通事故の防止。
	理科	3~6	実験、ものづくりでの事故防止。
	図工	1~6	材料や用具の使用時の事故防止
	家庭	5~6	服装を整える。熱源、用具、ミシン等の安全な取扱い。
	体育	1~2	器械運動遊び、ゲーム等の場の安全。運動と健康の関わり。
		3~4	器械運動、ゲーム等の場や用具の安全。食事、運動、休養、睡眠。生活環境の明るさの調節や換気。
		5~6	器械運動、ボール運動等の場や用具の安全。心と体は相互に影響。病気には、生活行動、環境も関係。喫煙、飲酒、有機溶剤は健康を損なう。交通事故防止。
	道徳	1~2	健康安全に気をつける。働くことの良さ。
		3~4	働くことの大切さ。
5~6		差別せず、偏見を持たない。働くことの意義。	
特別活動	1~6	心身とも健康で安全な生活態度。勤労の尊さ。	
中学校	社会	1~3	企業の役割と責任。雇用と労働条件の改善。
	理科	1~3	観察、実験時の事故防止。薬品の管理・廃棄。
	美術	1~3	刃物類、塗料、器具による事故の防止。
	保健体育	1~3	器械運動、球技等での健康安全。身体の適応能力を超えた環境は健康に影響。生活のための温・湿度、明るさの範囲。交通事故防止。疾病発生には、主体と環境の要因。食事、運動、休養、睡眠。喫煙、飲酒、薬物乱用の害。コンピュータ等の情報機器の使用と健康との関わり。
	技術家庭	1~3	材料に適した加工法。工具や機器の安全。感電防止。家族の安全を考えた室内環境。実習時の施設・設備の安全管理と事故防止。
	道徳	1~3	生活習慣と心身の健康。差別や偏見のない社会。勤労の尊さや意義。
	特別活動	1~3	心身とも健康で安全な生活態度。望ましい勤労観・職業観。
高校	理科	1~3	放射線・原子力の利用と安全性
	保健体育	1~3	器械運動、球技等での健康安全。健康増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養、睡眠。喫煙、飲酒、薬物乱用の害。精神と身体との関連。交通事故防止。労働と健康にかかわる活動や対策が重要。労働災害防止には、作業形態や作業環境の変化に起因する傷害や職業病を踏まえた健康管理と安全管理。
	情報	1~3	照明やコンピュータの使用時間等に留意。
高校専門	農業	1~3	農業機械と燃料の取扱いと事故防止。実験実習時の施設・設備・薬品等の安全衛生と事故防止 (※)。
	工業	1~3	安全衛生と技術者倫理。機械工作、原動機、建築土木施工等での安全管理。工業化学での有害物質と危険物の取扱い方法と取扱者の管理責任。※と同じ指導。

学 科	水産	1～3	ダイビングによる障害と対策。※と同じ指導。
	家庭	1～3	労働と栄養。労働環境の整備。労働者の健康管理。職場の環境や作業条件と健康。※と同じ指導。
	看護	1～3	ストレスとその対処。※と同じ指導。
	福祉	1～3	介護従事者の労働安全。※と同じ指導。
	体育	1～3	健康・安全の確保と事故防止。

注：小学校と中学校は 2008 年告示、高等学校は 2009 年告示。